

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

平成 30 年 4 月 1 日

三宅村公営企業管理者 櫻田昭正

当村は、旅客自動車運送事業者として「安全運行」と「良質のサービスの提供」を通して地域社会に貢献し、輸送の安全を確保するため、安全方針及び輸送の安全に関する目標を定め、全職員が一丸となり、輸送の安全の確保に取り組めます。

安 全 方 針

私たちは、どなたでも安心してご利用いただける村営バスを目指して、次のことに取り組めます。

1. 安全最優先を徹底します。
2. 輸送の安全に関する法令・規則等のルール、手順を守ります。
3. 安全を守るための取り組みについて、絶えず見直し、改善・実行します。
4. 常に情報を共有し、事故の芽を摘み取り、安全第一の職場を全職員で築きます。

安 全 目 標

1. 事故の抑止

自動車事故報告規則（昭和二十六年十二月二十日運輸省令第百四号）第2条に（以下「規則」という。）定める事故発生をゼロとする事を目標とする。

2. インシデントの抑止

規則で定める事故以外の軽微な事故（以下「インシデント」という。）の発生件数を前年度比 50%減少させる事を目標とする。

平成 29 年度インシデント発生件数は 3 件であった、よって目標数値は 1 件以下とする。

3. 路上故障の抑止

車両の路上における故障発生件数の抑止目標を前年度比 50%減少させることを目標とする。

平成 29 年度における路上での故障件数は 0 件であった。よって目標数値は 1 件以下とする。

安 全 計 画

項 目	期 間	内 容
事故の抑止	上半期	年度当初における乗務員安全教育
	下半期	上半期の実績を踏まえ下半期乗務員安全教育
		年末年始輸送安全総点検に係る乗務員安全教育
インシデントの抑止	通年	月次の安全教育の実施（毎月実施）
路上事故の抑止	第 1 四半期	定期点検による車両保全
	第 2 四半期	定期点検による車両保全
	第 3 四半期	定期点検による車両保全
	第 4 四半期	年末年始輸送安全総点検に係る重点整備
		定期点検による車両保全